

# うみんぴあ大飯マリーナ指定管理候補者募集要項

令和7年8月

福井県 おおい町

## うみんぴあ大飯マリーナ指定管理候補者募集要項

### 1. 指定管理者募集の目的

うみんぴあ大飯マリーナ（以下、「マリーナ」という。）は、海洋性スポーツの振興及びレクリエーション活動の普及を図り、ゆとりある生活と地域間交流の促進に寄与するため、平成19年3月におおい町が設置した公の施設です。

マリーナが位置するおおい町成海地係（うみんぴあ大飯）は、町の有する優れた自然環境を最大限に活かした総合的なリゾート開発を目指し、若狭湾・大島半島の美しい眺望が得られる海に直面する公有水面約22haを埋め立て造成し、若者の定住化を促す魅力ある環境の整備を図ることにより、社会を支える基盤として整備したものです。

平成15年6月の地方自治法一部改正により、多様化する利用者のニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、指定管理者制度が設けられました。

マリーナは、「おおい町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成18年おおい町条例第55号）（以下「条例」という。）の規定に基づき、平成18年4月から指定管理者制度を導入しました。

このたび、令和8年3月末で指定期間が満了することから、令和8年4月からマリーナの管理を行う事業者を募集します。

### 2. 施設の概要

#### (1) 概要

名称	おおい町うみんぴあ大飯マリーナ
所在地	おおい町成海第2号16番地
施設規模	陸域面積 約12,000㎡ 水域面積 約26,000㎡
施設概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・海上係留施設（浮棧橋）：95隻収容可</li><li>・陸上艇置施設（コンクリート舗装）：約40隻収容可</li><li>・給油施設：給油機3機、20k1地下タンク1基</li><li>・上下架施設：揚降機1基</li><li>※陸上移動機器（フォークリフト等）は指定管理者が配置</li><li>・クラブハウス（H18年度建設）1棟 敷地面積約3,200㎡（外構含）</li><li>※運営上必要な什器・備品類は一部指定管理者が配置</li><li>・メンテナンス棟（H18年度建設）1棟</li><li>※工具類は指定管理者が配置</li><li>※別紙参考資料 配置図、平面図、求積図（陸域・水域）</li><li>・救難艇 1艇</li><li>・給電・給水設備：1式（各施設に設置）</li><li>・駐車場（アスファルト舗装）：123台収容可</li></ul>

	・外灯・植栽等の付帯施設
--	--------------

(2) 設置目的

海洋性スポーツの振興及びレクリエーション活動の普及を図り、ゆとりある生活と地域間交流の促進に寄与することを目的とする。

(3) 施設管理実績

令和3年度から令和6年度までの保管隻数及び収支状況

ア 保管隻数（各年度末の保管隻数）

(単位：隻)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
海上保管隻数	47	44	45	47
陸上保管隻数	38	36	37	35
合計	85	80	82	82

イ 収支経常利益

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常利益	10,373	5,027	5,515	8,926

3. 指定管理者の業務

(1) 指定管理者の業務

ア おおい町うみんぴあ大飯マリーナの設置及び管理に関する条例[第4条第2項第1号](#)に規定するマリーナの利用の承認に関する業務

- ① 保管施設（係留・陸上）
- ② 揚降機
- ③ クラブハウス・メンテナンス棟
- ④ 駐車場
- ⑤ その他条例に定める施設

イ おおい町うみんぴあ大飯マリーナの設置及び管理に関する条例[第4条第2項第2号](#)に規定するマリーナの施設の維持管理に関する業務

- ① 施設の保守点検・警備・清掃
- ② 施設の小規模な修繕に関する事項

ウ マリーナの管理運営に関する業務

- ① 利用者に対する係留保管場所及び陸上保管場所の指定
- ② 利用料金の徴収、保管、経理
- ③ 安全航行管理に関する指導（入出港届、気象・海象状況の情報提供、安全講習会等の実施、事故防止・海難救助等）

- ④ マリーナ管理運営上必要な関係機関（近隣マリーナ、地元漁協との調整含む。）との連絡調整
- ⑤ マリーナの広報、PR活動、利用者促進、利用者募集等に関する業務
- ⑥ プレジャーボート・ヨットの保管・上下架・修理・給油等に関する業務
- ⑦ 救難艇の利用・維持管理（修繕・検査等）に関する業務
- ⑧ その他マリーナの目的を達成するための業務

エ 地域振興に資するための業務

- ① マリーナ利用に関する町民及び民間団体等の活動及び交流の支援
- ② 海洋性レクリエーションの普及・振興
- ③ 観光拠点として地域と連携した賑わい空間の創造  
※前年度年間利用料金収入の2%を目途として財源を構成し、地域のマリンレジャー及び観光の振興又は地域の経済効果に資するイベント（例：ヨット大会等）を年1回以上実施すること。
- ④ 防災及び防犯上の取組み
- ⑤ 漁業者とマリーナ利用者との共存に関する取組み

オ ア～エまでに掲げるもののほか、マリーナの管理に関し町長が必要と認める業務

(2) 留意事項

ア 業務の詳細は「うみんぴあ大飯マリーナ管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）記載のとおりとします。

イ 指定管理者の業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

4. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間。ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定管理者の指定を取り消すことがある他、施設の移管、供用の廃止等により、指定期間が5年より短くなる場合があります。

5. 管理に要する経費

(1) 利用料金

マリーナは利用料金制を採用しているため、うみんぴあ大飯マリーナの施設利用にかかる利用料金その他の収入は指定管理者自らの収入とし、指定管理業務にかかる経費を支出することができます。なお、利用料金は、おおい町うみんぴあ大飯マリーナの設置及び管理に関する条例（平成18年おおい町条例第170号）の定める範囲内で指定管理者が町民の承認を得て決定すること。

(2) 指定管理料

うみんぴあ大飯マリーナの管理運営に係る委託料（以下「指定管理料」という。）は、利用料金収入をもって代えます。なお、町からの指定管理料等の補填はしません。

(3) 経理区分

指定管理業務にかかる経費及び収入の経理は、団体の他の業務にかかる経理と区分し、明確に管理してください。

## 6. 申請に関する事項

### (1) 申請資格

次のアからカまでの要件のいずれにも該当する法人その他の団体とします。

- ア 日本国内において、子会社・関係会社を含みマリーナの運営実績を有すること
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行うものでないこと
- エ 国税又は地方税を滞納していないものであること
- オ 直近1年間において、港湾法（昭和25年法律第218号）又は条例に基づく港湾施設等の使用料等の納付を滞納している者でないこと
- カ 港湾法及び条例の規定により港湾施設等の使用許可等を取り消され、又は罰則に処せられた者で、当該処分を受けた日から1年を経過しない者でないこと

### (2) 申請資格についての留意事項

- ア 団体については、法人格を有しない任意団体でもよいが、個人は対象となりません。
- イ 複数の団体により構成されたグループによる申請も可能とするが、その場合、グループ内の出資割合、費用負担割合等を最大とする団体をグループ代表団体としてあらかじめ定めることとし、その代表団体はおおい町内に主たる事務所を置く又は令和8年3月31日までに置こうとするものであることとします。

また、代表団体、構成団体を変更することは原則として認めません。

- ウ グループの構成団体は、他のグループの構成員になることはできません。又単独での申請もできません。
- エ 新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者としてください。申請の時点で設立されていることを要しませんが、町議会での指定の議決を受けるまでに、法人登記簿謄本または法務局登記官の受領書を必ず提出してください。

### (3) 選定対象からの除外

次のいずれかの要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

- ア 複数の事業計画書等を提出した場合
- イ 申請者及び申請の代理人並びにそれ以外の関係者が、選定に対する不当な要求を行った場合もしくは、審査委員会委員に個別に接触した場合
- ウ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- エ 受付期限までに提出書類が整わなかった場合
- オ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- カ その他不正な行為があった場合

### (4) 募集要項及び仕様書等の配布

- ア 配布期間 令和7年8月29日（金）から令和7年9月26日（金）までの平日
- イ 配布時間 午前9時から午後5時まで

ウ 配布場所 おおい町商工観光課窓口で配布するほか、おおい町のホームページからダウンロードすることができます。

(5) 提出書類

ア 指定管理候補者指定申請書 (別紙様式第1号)

イ マリーナの管理業務を行う組織及び運営に関する事項を記載した書類

ウ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

エ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、前3ヵ年分の事業年度における貸借対照表、損益計算書その他財務状況を明らかにする書類 (申請の日の属する事業年度又は前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録)

オ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類

カ 国税及び地方税について、未納の徴収金がない旨の証明書

キ 事業計画書 (別紙様式第2号)

ク 施設維持管理業務計画書 (別紙様式第3号)

ケ 施設運營業務計画書 (別紙様式第4号)

コ 施設の稼働計画書 (別紙様式第5号)

サ 利用料金設定計画書 (別紙様式第6号)

シ 維持管理・運営費概算計画書 (別紙様式第7号)

ス 長期収支計画書 (別紙様式第8号)

セ 類似事業の実績に関する調書 (別紙様式第9号)

ソ 地域振興に資するための業務提案書 (別紙様式第10号)

タ グループ (共同体) による申請の場合

① グループ (共同体) 応募届 (様式第11号)

② グループ (共同体) 構成団体業務分担表 (様式第12号)

③ グループ (共同体) 協定書 (様式第13号)

チ 誓約書 (様式第14号)

(6) 現地説明会

施設名	うみんぴあ大飯マリーナ
開催日時	令和7年9月11日 (木) 午後1時から午後3時まで
集合場所	うみんぴあ大飯マリーナ 研修室
内容	① 募集要項及び仕様書等の説明 ② うみんぴあ大飯マリーナの施設視察
申込方法	令和7年9月8日 (月) 午後5時までに 別紙申込書 (様式第16号) により申し込んでください。 (郵送、FAX、電子メール可)
申込先	おおい町商工観光課
その他	申請予定者は原則出席してください。 1団体につき3名以内とします。 出席されない場合でも、説明会での説明事項はすべて了知

されたものとみなします。
--------------

(7) 関係資料の閲覧

ア 閲覧期間 令和7年8月29日(金)から令和7年9月26日(金)までの平日

イ 閲覧時間 午前9時から午後5時まで

ウ 閲覧場所 おおい町商工観光課

(8) 募集に関する質問

ア 受付期間

令和7年9月3日(水)から令和7年9月17日(水)までの平日

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ウ 受付方法 別紙質問書(様式第15号)によりおおい町商工観光課まで提出してください。(郵送、FAX、電子メール可)

エ 回答方法 質問者、現地説明会出席者及び希望者に対しFAX又は電子メールにより回答します。ただし、軽微な質問については口頭により回答する場合があります。

(9) 提出書類の受付

ア 受付期間 令和7年9月3日(水)から令和7年9月26日(金)までの平日

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法 おおい町商工観光課まで持参してください。

(郵送の場合は必ず書留とし、令和7年9月26日(金)午後5時必着とします。)

エ 提出部数 正本1部 副本9部(副本は複写可)及び電子データ(CD-ROM収録)1枚

(10) 申請にあたっての留意事項

ア 「地方自治法」(昭和22年法律第67号)、「おおい町うみんぴあ大飯マリーナの設置及び管理に関する条例」(平成18年おおい町条例第170号)、「おおい町うみんぴあ大飯マリーナの管理運営に関する規則」(平成18年おおい町規則第132号)、「おおい町個人情報保護条例」(平成18年おおい町条例第187号)、「おおい町財務規則(平成18年おおい町規則第31号)」、「おおい町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」(平成18年おおい町条例第55号)その他関係法令等の規定をすべて了知の上で申請してください。

イ 提出後の提出書類の変更・追加は認めません。ただし、必要に応じ追加資料の提出を求める場合があります。

ウ 申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。

エ 選定結果として応募者名、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、及び情報公開の請求に応じて応募書類等の情報開示を行う場合があることを了知の上で申請してください。

オ 提出書類は返却しません。

カ 具体的な数値目標、料金、施策及び考え方等を提案すること。

キ 電子データについては、Microsoft Excel及びMicrosoft Word 形式を基本としますが、両形式による提出が困難な場合は Adobe PDF 形式でも結構です。

7. 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定の基準

指定管理者候補者の選定は、条例第3条第1項各号に掲げる以下の基準等に基づき行います。

ア マリーナの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ マリーナの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ マリーナの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(2) 選定の方法

複数の外部の有識者等により構成する指定管理者（候補者）審査委員会を設置し、提出された事業計画書等に基づき指定管理者の候補者を審査します。委員会は非公開とします。

ア 書類審査 提出書類に基づき、応募資格、事業計画書等を書類審査します。

書類審査の結果は、令和7年9月29日（月）までに通知します。

イ 面接審査 書類審査の後、申請にかかる提案内容についての面接審査を実施します。（令和7年10月上旬実施予定 別途通知します。）

ウ 審査結果 審査の結果は、申請者全員に書面により通知します。

(3) 審査項目等

審査にあたっては、(1)の審査の基準に基づき、住民の平等利用の確保、管理運営事業の計画内容、管理に要する費用、人的・物的な管理能力などの項目を審査し、総合評価により指定管理者の候補者を決定します。

ア 審査基準

審査基準及び配点は次のとおりとします。

審査項目	配点
1. マリーナ利用に関する町民及び団体等の支援・地域連携に対する考え方 ・ マリーナ利用に関する町民及び団体等の活動及び交流の支援 ・ 海洋性レクリエーションの普及・振興 ・ 観光拠点として地域と連携した賑わい空間の創造 ・ 防災及び防犯面での取組み ・ 漁業者とマリーナ利用者との共存に関する考え方	20
2. マリーナが合理的・機能的に管理・運用されていること ・ 利用者の募集、サービス、料金徴収、安全対策、人員体制等について、十分な計画が立てられており、創意工夫が見られること	40
3. 利用者へのサービス内容が適切であること ・ 施設運營業務の基本的な取組・方針が明確かつ適切であり、創意工夫が見られること	10

4. マリーナの運営における安全面の対策が十分になされていること ・施設の維持管理責任の範囲が明確かつ適切であること ・安全性・機能性の確保・環境保全等が適切であること	15
5. マリーナ運営実績 ・マリーナの運営実績 ・マリーナ運営に生かせる人材及びノウハウの豊富さ	15
合 計	100

#### 8. 指定管理者の指定

- (1) 審査委員会で候補者を選定した後、おおい町議会の議決を得て指定管理者として指定されます。
- (2) 指定管理者として指定されるまでの間に、指定が不可能又は著しく不適當となるような事情が生じた場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがあります。
- (3) 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、又は協定の締結までに財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるに至った場合は、町議会の議決後であっても、指定を取り消すことがあります。

#### 9. 協定の締結

指定管理者として指定された後、管理にかかる詳細事項、経費等を最終的に定めるため、指定管理者とおおい町との間で協定を締結します。

##### (1) 基本協定の締結

ア 指定期間全体（5年間）を通じての基本的な事項を定める包括協定を締結します。

##### イ 主な協定内容

- ・ 指定期間
- ・ 管理の業務に関する基本的な事項
- ・ 管理経費に関する基本的な事項
- ・ 個人情報保護に関する事項
- ・ リスク管理、責任分担に関する事項
- ・ 事業報告に関する事項
- ・ 指定の取消し及び業務の停止に関する事項

##### (2) 単年度協定の締結

ア 基本協定に加え、年度ごとに単年度協定を締結します。

##### イ 主な協定内容

- ・ 当該年度の管理業務に関する事項

#### 10. 町と指定管理者の責任分担

- (1) 町と指定管理者の責任分担は別途協定により定めませんが、基本方針は次のとおりで

す。

項目	指定 管理者	町	備考
マリーナの運営管理（苦情対応、広報等含む）	○		
施設、設備、物品等の維持管理	○		
施設、設備の使用許可	○		
利用料金の収入	○		
利用料金の減免承認	○		条例及び規則で定める基準を遵守すること
港湾施設の占用許可		○	
施設、設備の修繕 （1件当たりの見積額が30万円以上のもの） （1件当たりの見積額が30万円未満のもの） （事故・災害によるもの） （施設管理上の瑕疵によるもの）	○ 協議事項 ○	○ 協議事項	
物品の購入 （町において設置した物品） （指定管理者において設置した物品） （1件あたりの見積額が10万円以上の物品） （1件あたりの見積額が10万円未満の物品）	○ 協議事項 ○	○ 協議事項	
施設利用者等への損害賠償（下記以外のもの） 〃（施設管理上の瑕疵によるもの）	協議事項 ○	協議事項	
利用者賠償保険への加入	○		
施設の火災保険加入		○	
災害時の対応（連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置） 〃（指揮、指示等、本格復旧）	○	○	
物価等の変動	○		光熱水費等
需要の変動	○		利用者減少等
資金調達等	○		
包括的な管理責任		○	

#### 1 1 . 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者は、事業の継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合、速やかにおおい町に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、おおい町は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期限を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができます。この場合、指定管理者が当該期

限内に改善することができなかつた場合は、おおい町は指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させることができます。

(3) 指定管理者が協定締結までに次の事項に該当するに至つた場合、おおい町は指定管理者の指定を取り消すことができます。

ア 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

イ 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるに至つた場合

ウ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により指定が不可能又は著しく不適當となるような事情が生じた場合

(4) 上記(2)又は(3)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となつた場合、おおい町は指定管理者に生じた損害の賠償の責を負わないほか、指定管理者はおおい町に生じた損害を賠償しなければなりません。

(5) 不可抗力その他おおい町又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となつた場合は、おおい町と指定管理者は事業継続の可否について協議することとします。

## 12. その他

(1) 指定管理者は、令和8年4月1日から指定管理者の業務を円滑に遂行できるよう、自らの責任及び負担において人的、物的体制を整備してください。

(2) 令和8年4月1日までに申込みのあつた利用や実施が決定している事業については、現在の指定管理者から原則として引き継いでください。

(3) 指定期間終了又は指定取り消し等により、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、施設の管理運営に支障が生じないよう円滑な引継ぎに協力するとともに、業務にかかる必要データ等の提供をしていただきます。

## (4) 問い合わせ先

おおい町商工観光課

〒919-2111 福井県大飯郡おおい町本郷136-1-1

電話：0770-77-4056 (直通)

FAX：0770-77-1289

メール shoukan@town.ohi.lg.jp